築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一　次に掲げる基準に適合する建築物　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、火災時倒壊防止構造）とすること。

イ～ヘ　（略）

ト　周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分並びに令和七年国土交通省告示第九百九十六号第二第一号及び第二号に掲げる部分を除く。）に次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号ロにおいて同じ。）が設けられていること。

(1)　令和七年国土交通省告示第九百九十七号第一第二号イに規定する通路である場合　一・五メートル

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　三メートル

チ・リ　（略）

二　（略）

三　次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。）　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造）とすること。

イ　（略）

ロ　周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物については、この限りでない。

(1)・(2)　（略）

築基準法（以下「法」という。）第二十一条第一項に規定する建築物の特定主要構造部の構造方法は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定めるもの（次の各号のうち二以上の号に掲げる建築物に該当するときは、当該二以上の号に定める構造方法のうちいずれかの構造方法）とする。

一　次に掲げる基準に適合する建築物　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、火災時倒壊防止構造）とすること。

イ～ヘ　（略）

ト　周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。第三号ロにおいて同じ。）が設けられていること。

（新設）

（新設）

チ・リ　（略）

二　（略）

三　次に掲げる基準に適合する建築物（倉庫又は自動車車庫の用途に供するものを除く。）　準耐火構造（主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏にあっては、一時間準耐火基準に適合する準耐火構造）とすること。

イ　（略）

ロ　周囲（道に接する部分を除く。）に幅員が三メートル以上の通路が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合する建築物については、この限りでない。

(1)・(2)　（略）

(3)　令和七年国土交通省告示第九百九十六号第一第一号に規定する火災抑制等建築物であり、その周囲に一・五メートル以上の幅員の通路が設けられていること。

四　（略）

（新設）

四　（略）

（区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件等の一部改正）

第八条　次に掲げる告示の規定中「突出した垂れ壁」の下に「又ははり」を加え、「不燃材料で造り、又は」を「準耐火構造であるもの（その下端から床面までの垂直距離が令和七年国土交通省告示第九百九十四号に定める距離以上であるものに限る。）又は不燃材料で造り、若しくは」に改める。

一　区画部分からの避難に要する時間に基づく区画避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和二年国土交通省告示第五百九号）第二号イ

二　階からの避難に要する時間に基づく階避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和二年国土交通省告示第五百十号）第二号イ

三　建築物からの避難に要する時間に基づく全館避難安全検証法に関する算出方法等を定める件（令和二年国土交通省告示第五百十一号）第二号ロ(1)

（建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件の一部改正）

第九条　建築基準法第三条第二項の規定により同法第二十一条等の適用を受けない建築物における増築又は改築に係る部分の特定主要構造部の構造方法等を定める件（令和六年国土交通省告示第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第五　令第百三十七条の二の四第一号ロの規定による法第二十三条に規定する準防火性能を有すべき外壁は、法第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）における増築又は改築に係る部分の外壁のうち、延焼のおそれのある部分とする。	第五　令第百三十七条の二の四第一号ロの規定による法第二十三条に規定する準防火性能を有すべき外壁は、法第二十二条第一項の市街地の区域内にある建築物（その主要構造部の令第百九条の四に定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限る。）における増築又は改築に係る部分の外壁のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。
（削る）	一　延焼のおそれのある部分
（削る）	二　火熱遮断壁等（令第百九条の八に規定するものをいう。以下同じ。）で区画された増築又は改築に係る部分とその他の建築物の部分との外壁間の中心線から、一階にあっては三メートル以下、二階以上にあっては五メートル以下の距離にある外壁の部分